

第 2 期重点項目の実施状況に関する評価（案）

平成 21 年 1 月 14 日

「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」（平成 18 年 2 月知的財産戦略本部決定）において、第 2 期に特に重点的に知的財産政策を推進していくとされた項目（第 2 期重点項目）として掲げられた事項について、その実施状況を評価すると以下のとおり。

注：今回は資料 2 に関連する部分についてのみ抜粋して取り上げている。

第 2 期重点項目		第 2 期重点項目に対する主な取組	評価
vii) 知的財産人材の確保・育成 知的財産人材育成総合戦略に基づき、国際的融合人材の育成など、長期的かつ計画的に、知的財産人材の質・量両面における充実を図る。	企業における C I P O（ Chief Intellectual Property Officer：最高知財責任者）等の設置と、知的財産戦略、事業戦略、研究開発戦略の三位一体による経営戦略の推進を奨励するとともに、幅広い能力を持った企業人材の育成を図る。	● 知財戦略、事業戦略、研究開発戦略の三位一体による経営戦略を推進すべく知財担当役員・C I P O の設置を企業に対して奨励（2007 年、2008 年）。 ● 未利用知財の活用のため、定期的な棚卸しの推奨や保有資産の再評価を奨励（2007 年、2008 年）。 ● 企業の知財戦略策定に資するよう「知財戦略事例集」（2007 年4 月）及び「知的資産経営マニュアル」（2007 年3 月）を策定・公表。 ● 国家検定である技能検定制度において、「知財管理」を対象職種として追加（2007 年10 月）。 ● 知財に関する授業科目を開設する大学・大学院が増加するなど、様々な学部・研究科において知財に関する知識を習得する環境を整備。 ● 東京理科大学と大阪工業大学に知的財産専門職大学院が開設（2005 年4 月）。修了生には社会人が多く（約6 割）、大学院での教育を企業における実務で活用。	第 2 期重点事項として指摘された取組は進められた。 今後も引き続き、三位一体による経営戦略の推進する必要がある。 また、幅広い能力を持った企業人材の育成については、未だ不十分であり、資料2「4. ①イノベーションの創出に資する人材の育成」において今後の取組の方向性について検討。
	弁理士の実務能力を高めるための方策を検討するとともに、知的財産取得のサポートだけでなく、知的財産を活かした経営や事業化の助言など幅広い活動を行えるよう能力の拡大を図る。	● 弁理士試験の簡素・合理化（2000 年弁理士法改正）を通じて弁理士の増加を図るとともに、質の向上を図るべく、実務修習制度と継続研修制度を導入（2007 年弁理士法改正）。 ● 知財を活用した事業化を支援するため、知財の専門家やコンサルタント等から構成される支援チームを地域の中小企業に派遣するとともに支援人材の育成を図る（地域中小企業知的財産戦略策定支援事業、2004 年度～2006 年度までで200 社以上支援）	第 2 期重点項目として指摘された取組は進められたが、まだ不十分。 資料2「4. ①イノベーションの創出に資する人材の育成」において今後の取組の方向性について検討。
	知的財産活動のグローバル化にかんがみ、国際的に戦える知的財産人材の育	● アジア諸国を対象に、研修生の受入れ及び専門家の派遣を実施。 ● 日中知的財産人材育成機関間連携会合の開催（2008 年5 月）など、研修機関間の国際的なネットワークを構築。	第 2 期重点項目として指摘された取組は進められたが、まだ不十分。

	成を進めるとともに、多様な言語に関する翻訳者や海外文献のサーチャーなどの育成を図る。	● 国際的に通用する知財専門人材を育成するべく、国際的な産学官連携の推進体制の整備を支援。	資料2「4. ②グローバル化に対応した知財人材の育成」において今後の取組の方向性について検討。
	優れた知的財産を創出し、産学官連携や技術移転を円滑に進めるため、産学が協働した人材の育成や交流に取り組むとともに、市場性の目利きができ、研究者に対しアドバイスやコーディネートができる人材の育成と確保に取り組む。	● 2003年度から2007年度の間、大学が知財の管理部門を運営するための組織を構築することを支援するため、38大学に対し、大学知的財産アドバイザーを派遣。 ● 2007年度、特許情報の活用の促進、効果的な活用を支援するため、45都道府県に対し特許情報活用支援アドバイザーが計54名派遣され、全国の大学等を訪問し、533回の指導・研修を実施。 ● 2007年度、大学等の保有する特許シーズと導入企業の発掘を行い、技術移転を支援するため、46道府県、37TLO、6経済産業局に対し、特許流通アドバイザーを計106名（2008年3月末）派遣。 ● 産学連携機関等での人材の受入れ及びOJTを支援する産業技術フェロシップ事業（NEDO）を実施。	第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、まだ不十分。資料2「4. ①イノベーションの創出に資する人材の育成」において今後の取組の方向性について検討。
	国民全体の知的創造能力と、他人の知的財産を尊重するマインドを育むため、知的財産に関する教育及び普及・啓発を進める。	● 産業財産権や著作権を題材としたeラーニングを開発し、PCや携帯端末等で視聴可能なよう環境を整備。 ● 放送大学において知的財産関連科目の面接授業及び放送授業を開催。 ● 高校生、高等専門学校生、大学生を対象とした「パテントコンテスト」や中学生を対象とした「ものづくり知的財産報告書コンテスト」を実施し、知財の創造・保護の体験教育を推進。 ● 各地域で発明教室などの普及を促進。発明協会では、全国47都道府県に202の少年少女発明クラブが設置され、9000名以上のクラブ会員が所属（2008年5月）。 ● 「美術」、「音楽」、「技術」で知財教育が行われるよう中学校の学習指導要領を見直し（2007年度）。 ● 先生が独自に工夫した知財教育を実践する実験協力校が約340校に達するなど、知財教育に係る取組を各地で推進。 ● 関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施（2003年度～）。その他にも各省庁においてポスター等による広報啓発活動を実施。	第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、まだ不十分。資料2「4. ③独創性を重視した知財教育の推進」において今後の取組の方向性について検討。

以上